

組合員各位

平成24年5月21日

東日本大震災・放射性セシウム関連の東電の補償請求等について
(風評被害・売上減少に伴う逸失利益の請求について)

全国食肉流通団体
原発事故損害賠償対策協議会

全国食肉事業協同組合連合会 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 東京食肉市場卸商協同組合 日本食肉流通センター卸売協同組合

前略、平素より組合事業にご協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年7月以降に生じた「牛肉の買い控え等による売上減少に伴う逸失利益の補償について」、東電との間で、下記の概要でとりまとまりました。

この概要に沿ったもので良い場合は、別紙請求書類に記入し、所属会員団体に申請して下さい。

但し、東電には、全国団体を通さずに、事業者(皆様)から直接請求が出来ることとなっておりますので、この概要に沿ったもの以外の請求をしたい場合などは、全国団体を通さずに直接東電に請求して下さい。

また、全国団体を通して請求する場合は、改めて別紙委任契約書を提出いただくこととしております。本請求の第1回目は6月上旬には東電に請求致したく、会員団体には5月28日までに書類を提出下さい。

(遅れた場合は第2回 翌月以降の請求となります。)

記

1. 売上減少に伴う逸失利益の補償請求概要

■ 補償請求出来る事業者

① 通常 17 道県産の牛肉の取扱い(売上)がある事業者、並びに3県(福島、栃木、茨城)の豚肉・鶏肉の取扱い(売上)が有る事業者。

＊ 17 道県は:北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根を言います。

＊ 東電処分事業に参加申請した事業者は、対象になります。

- ② 平成23年7月以降の売上が、前年(又は2年前)の同じ期間と比較して減少した事業者。

基準年 平成21又は22年 売上額	(同じ期間・ 月数を比較)	売上減少額	
		東電既受領額	(請求中を含む)
		平成23年(度)	
		売上額	

- 東電より、既に受け取った補償額(17道県産牛肉の処分事業)を、平成23年の売上に加えてもなお売上が減少している事業者です。

- ③ 下記の帳票があり、その写しを提出出来る事業者

区分	必要書類	備考
1	税理士の作成した決算書 又は 税務申告書(確定申告書)	ア、前年(平成22年)または、前前年(平成21年)何れかの決算書又は税務申告書。
2	月次残高試算表 (月次の売上高を証明する書類)	イ、対象期間の途中に、決算期が入る場合は、両年度に亘る、決算書類ならびに、両年度の月次売り上げを証明する書類。
	信頼性あるものとして東京電力が 認めた資料。(月次の売上高を証明する書類)	ウ、平成23年度の決算が終了している場合は、その決算書又は税務申告書
		エ、前年(平成22年)または、前前年(平成21年)何れかと、平成23年の月次売上を証明する書類

■ 補償請求を出来ない事業者

- ① 売上の減少をしていない事業者、または、上記書類が整わない事業者。
- ② 23年度の決算が大幅な増益の決算で有った事業者。 すなわち、利益を逸失しなかった事業者。(売上減少とともに、仕入価格も下落しており、これにより大幅な増益となった場合等)企業の社会的責任、コンプライアンス精神により、各事業者が判断すること。

■ 補償金請求書の作成にあたって

① 請求対象期間・売上金額を比較する期間を決めます。

- ◆ 基準となる年(年度)を、平成22年(年度)か21年(年度)何れかに決めます。
平成22年は口蹄疫のため、売上減であった場合、21年を基準年としても良いことになっています。

請求対象期間は、下記の選択肢の1、2、3の内何れかを選択して行います。

選択肢	比較する期間(平成23年・月)	備考
1	平成23年7月1日～8月31日	ア、前年(平成22年)の左記期間との比較 または イ、前前年(平成21年)の左記期間との比較
2	平成23年7月1日～11月30日	
3	平成23年7月1日～平成24年3月31日	

② 月次売上金額の記載(入力)します。

- 基準年の同期間(同じ月)と平成23年の売上額を比較することになります。
(平成23年)7月が始期になります。
- 平成24年3月31日までの連続した期間を選択します。
*連続してということは、例えば、中途の9月～11月を抜いて、その後再び12月～3月を請求出来ないということです。
- *選択肢1、あるいは選択肢2で、終了することは、可とします。
(その後は努力して売り上げ増になった場合等)
- 平成23年度に引き続き基準年(平成21又は22年)の月次の売上を記載(入力)して行きます。
- **金額の単位は**、月次の売上数字そのもので行います。
1円単位で記載されているものは1円単位で、千円単位、百万円単位のものはその単位の数字になります。
- 最後の東電への請求額(逸失利益)は、千円単位(千円以下切り捨て)で行います。

<対象期間と売上の例>

基準年の売上 平成21年又は22年 単位千円			平成23年の売上 例1 単位千円			例2		
月	売上	累計	月	売上	累計	月	売上	累計
7月	800	1600	7月	500	1200	7月	600	1300
8月	800		8月	700		8月	700	
9月	800	4300	9月	700	3600	9月	1000	4600
10月	900		10月	800		10月	1100	
11月	1000		11月	900		11月	1200	
12月	1500	8000	12月	1500	7200	12月	1400	8100
1月	800		1月	700		1月	700	
2月	600		2月	600		2月	600	
3月	800		3月	800		3月	800	
合計	8000		合計	7200		合計	8100	

- ◇ 上記 例1は、7月～翌3月までの期間
計算式 (A)8,000千円－(B)7,200千円＝800千円(C) が売上減少額
- ◇ 上記 例2は、第1期 7月～8月で終了します。
計算式 (A)1,600千円－(B)1,300千円＝300千円(C) が売上減少額
- ◇ 上記 例2で、9～11月を抜き(飛ばし)て、翌12～3月を請求する事は出来ません。

③ 売上額の内容・区分・・毎月の売上をどの様に区分し、把握しているかによって変わります。

各事業者は、下記1～4の区分された内容の売上額を、区分して記録しているかどうか、確認して、選択して行う。

選択肢	売上比較する区分内容	備考
1	17道県産牛肉の売上	これが本筋であるが、過去2年の17道県産牛肉の区分は不可能であるので、下記2以下の区分で行う。
2	国産牛肉の売上	17道県産以外も含む国産牛肉を区分して売上を記録不可能な場合、下記3で行う
3	牛肉全体の売上	輸入も含む牛肉全体を区分して売上を記録不可能な場合、下記4で行う
4	食肉全体の売上	食肉販売業者・企業の食肉全体の売上となる。 (豚・加工品等含む、但し異業種の売上は除く)

④ 計算式

- 東電補償金の差し引き

- * 東電より、既に受け取った補償額(17道県産牛肉の処分事業の98%+保管経費等)。

- * 受け取っていないまでも、24年3月31日までに、請求している補償額の累計を売上減少額より差し引きます。(結果として、売上加えることになる)

- 売上減少額・逸失利益額・手取り賠償金額の計算

- * 貢献利益率は21%として計算します

- <計算例>

売上減少額	貢献利益率	逸失利益・請求額
1, 000千円	21%	210千円

- 全国団体の控除額(1%)(とりまとめ事務費用)

- $210, 000円 \times 1\% = 2, 100円 \div 2, 000円$

- 申請事業者に入る賠償金額

- $210, 000円 - 2, 000円 = 208, 000円$

以上、

別紙の補償金請求書類に必要事項を記入の上、全肉連に直接提出して下さい。

また、別紙の委任契約書に法人名を記入し、代表者印を捺印の上、これを添付して下さい。

第1回目締切、平成24年5月28日

その他

■ 放射線検査費用の請求

- 11月15日以降も、検査費用について、平成24年3月末まで継続して請求できることになりました。(平成24年4月以降は決まっています)
従来の請求様式で請求下さい。

① 放射線検査費用

検査依頼書、検査機関の放射線検査結果、領収証等の帳票に基づき請求出来ます。

② 検査機器導入費用

従来のとおり、使用頻度により、検査機器の上限まで、請求。